紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン新旧対照表【概要版】 (平成 30 年 10 月 1 日改訂)

新				IΒ				
			状態等を踏まえながら、					状態等を踏まえながら、
etraldrada hila			C の利用を促進していきます。	esten delegrado 2-	+			Cの利用を促進していきます。
実施方法サービス提供者		事業/ 訪問介護員(訪問介護事業者)	所指定 通所介護事業者の従事者	実施方法サービス			事業 訪問介護員(訪問介護事業者)	所指定 通所介護事業者の従事者
		予防給付の基準を基本とします。 (平成30年10月1日より以下の①、②、③、 ④を加えます)	予防給付の基準を基本とします。 (平成 30 年 10 月 1 日より以下の⑤を加えます)			基準人員設備	予防給付の基準を基本とします。	予防給付の基準を基本とします。
基準	基準人員設備	①生活援助中心型研修の修了者について生活援助 サービス(身体介護サービスを除く)において、 訪問介護員として従事できるものとする。 ②サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修 了者及び旧2級課程修了者を任用要件から廃止し ます。※だだし、現に従事している者については、 平成30年度末まで経過措置を設ける。 ③サービスの現場での利用者の口腔に関する問題	⑤機能訓練指導員の対象資格(※)に一定の実務経験を有するはり篩、きゅう時を追加する。生活機能向上が算に対して、一定動態機能向上が算に対ける機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。一定の実務経験を有するはり篩、きゅう時とは、機能訓練の対象資格(※)を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練相等員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練相等員	基準		運営	■ 介護予防がアマネジメント A (原則的なケアマネジメント) に基づき物別サービス計画の作成 ■ 進供社否の禁止 ■ 連供社否の禁止 ■ 助助?指義の清潔の保持・健康状態の管理 ■ 地密の保持等 ■ 事故発生時の対応 ■ 発北、株山の届出と便宜の提供 ※現行の基準と同様	ネジメント)に基づき個別サービス計画の作成 ■ 進生財程等の説明 「同意
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職	利用料	単価	負担)	■訪問聖サービス I a 1回線のサービス月5日まで) 11,680 円/月 (事業対象者・要支援 1 - 2) ■訪問聖サービス II 選を回転のサービス(月10日まで) 23,350 円/月 (嬰支援 1・2) ■訪問聖サービス II 選の譲すで 37,040 円/月 (嬰支援 2) ※月額台記舞定 甲価×1 都相当 ※一定以上の所得者は、2 割ま	16.470円/月(華菜が終者・要支援1) 連新市世ナビス2 33.770円/月(要支援2) 採り節値結算定 米サービスの利用自数はサービス事業所のアセス メントにより必要な回数により決定する。
		- 10 •					- 10 -	
	運営	■介護学的ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント) に基づき個別サービス計画の作成 ■進送料程等の説明・同意 ■提供店の幹止 ■訪問介護典の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止、株止の届出と便宜の提供 ※従前の基準と同様	■介護予的ケアマネシメントA(原則的なケアマネシメント)に基づき個別サービス計画の作成 ■憲監規程等の説明・回版 ■選供担否の計画・回版 ■選供担否の禁止 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密の保持等 ■実放発生時の対応 ■廃止、休止の届出と便宜の提供 ※定前の基準と同様					
华 価		■ 訪問型サービス I 遭1回程のサービス(月5日まで) 11.680円/月(事業対象者・要支援1・2) ■ 訪問型サービス II 遭2回程のサービス(月10日まで) 23.350円/月(要支援1・2) ■ 訪問型サービス III 遭3日まで 37.040円/月(要支援2) ※月額包括算定	■適所型サービス1 16.470円/月(事業対象者・要支援1) ■適所型サービス2 33.770円/月(要支援2) ※月額回路算定 ※サービスの利用回数はサービス事業所のアセス メントにより必要な回数により決定する。					
加彈		■初回加算 200 単位 ■特別地域加算 所定単位数に 15%加算 ■生活機能向上連携加算(I) 100 単位/月 ■生活機能向上連携加算(II) 200 単位/月 ■中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数に 10%加算 ■中山間地域等に配住する者へのサービス提供加算 所定単位数に 5%加算 ■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。	■岩年性認知症利用者受入加算 240 単位/月 ■生活機能向上グループ活動加算 100 単位/月 ■生活機能向上グループ活動加算 100 単位/月 ■栄養改善体制加算 150 単位/回 ■栄養改善体制加算 5 単位/回 ■ 口腔機能向上体制加算 150 単位/回 ■ 選択的サービス権数実施加算 (1)・(Ⅱ) (Ⅰ) 480 単位/月・(Ⅱ) 700 単位/月					
		-11-						
			■サービス提供体制強化加算 (1)イ 事業対象者、要支援 1 72 単位/月 要支援 2 144単位/月 (1)ロ 事業対象者、要支援 1 44単位/月 (1)ロ 事業対象者、要支援 1 24単位/月 要支援 2 96単位/月 要支援 2 48単位/月 要支援 2 120単位 ■主活機能向上連携加算(1) 100単位/月 生活機能向上連携加算(1) 200単位/月 単方援機長弛退改善規制 同の基準に基づいて、加算します。					
城舞		者(当該建物に居住する利世利用者の人数が 1月あたり20人以上の場合) 所定単位数×90% ■サービス提供責任者体制の減算 所定単位数×70%	■事業所と同一建物に居住する利用者の減算 事業対象者、要支援1 376 単位減算 要支援2 752 単位減算 ■職員の欠員による減算(看護職員・介護職員) 所定単位数×70%					
利用料(利用者)	(地)	単価×1 割相当 ※一定以上の所得者は、2 割また	はる動相当					
		- 12 ·						

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方(訪問型サービスA)	介護予防訪問介護相当の基準	
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した 雇用労働者でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供	
従業員の必要数	事業実施において <u>必要数</u>	常勤換算 2.5 人以上	
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)の 資格	①介護福祉 ②実務研修修了者 ③3 年以上の経験を有する初任者研修課程修了者 (平成30年10月1日以降下記の要件を加えます) サービス提供責任者のうち、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。※だだし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過指署を設ける。		
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)数	事業実施において <u>必要数</u>	利用者:常勤換算=4O:1	
設備基準	従前の介護予防訪問介護と同様		
運営基準	同上		
管理者	1 名以上(非常勤や兼任も可とする)	原則として専従常勤 1 人	

	基準緩和の考え方(通所型サービス A)	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	従前の基準と同様※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入	谷介助の提供は想定されていません。
従業員の必要数	従事者〜15 人専従 1 以上 15 人〜 利用者 1 人に <u>0.1 以上</u>	介護職員~15 人専従 1 以上 15 人~ 利用者 1 人に専従 0.2 以上

設備基準	従前の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	専従 1 名以上(非常勤も可とする)	原則として常勤・専従 1 人以上

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。 また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

☑緩和した基準によるサービス (訪問型サービス A)

サービス内容	■生活援助中心型のサービス(身体介護や入浴介助は含まない)
	例:調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等
	■サービス提供時間/回
	• 20 分未満
	• 20 分以上 45 分未満
	・45 分以上(1 時間程度のサービスを想定)
	■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは利用者
	にしてもらい、できないことはできるようになるように共同で取り組むこと。
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADL は自立しているものの、IADL の一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	■管理者:常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務
	に従事可能)
	■訪問事業責任者:従事者のうち必要数(任用要件について、従前の予防給付と同様であるが、10月

- 15 -

	1 日以降について、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。	
	※ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過措置を設ける。)	
	■従事者:必要数	
	(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者、訪問介	
	護において創設される生活援助中心型研修の修了者(平成30年10月1日より施行。))	
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	
	■必要な設備	
運営基準	■個別サービス計画の作成	
	■従事者の清潔の保持・健康状態の管理	
	■従事者または従事者であった者の秘密の管理	
	■事故発生時の対応	
	■廃止、休止の届出と便宜の提供	
	※ 下線は、法令上必す遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様	
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者	
単価	1,000円/回 ※20 分未満のサービス	
	1,500円/回 ※20分以上45分未満のサービス	
	1.860 円/回 ※45 分以上のサービス	

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方(訪問型サービス A)	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講し	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提
近条員の責任	た 雇用労働者でサービス提供が可能	供
従業員の必要数	事業実施において <u>必要数</u>	常勤換算 2.5 人以上
サービス提供責任者	①介護福祉士	
(訪問事業責任者)の	②実務研修修了者	
資格	③3 年以上の経験を有する初任者研修修了者	
サービス提供責任者	事業実施において必要数	利用者:常勤換算=40:1
(訪問事業責任者)数	争未天旭に6501 C <u>多多数</u>	利用目:市到规算—40:1
設備基準	現行の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1 名以上(非常勤や兼任も可とする)	原則として専従常勤 1 人

	基準緩和の考え方(通所型サービス A)	介護予防通所介護相当の基準		
従業員の資格	現行の基準と同様 ※ただし、通所型サービス A は、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。			
従業員の必要数	従事者~15 人専従 1 以上 15 人~ 利用者 1 人に <u>0.1 以上</u>	介護職員~15人専従1以上 15人~利用者1人に専従02以上		
設備基準	現行の介護予防通所介護と同様			
運営基準	同上			
管理者	専従 1 名以上(非常勤も可とする)	原則として常勤・専従 1 人以上		

- 12 -

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。 また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

☑緩和した基準によるサービス (訪問型サービス A)

日版刊した坐十にのるフ	
サービス内容	■生活援助中心型のサービス(身体介護や入浴介助は含まない)
	例:調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等
	■サービス提供時間/□
	• 20 分未満
	• 20 分以上 45 分未満
	・45 分以上(1 時間程度のサービスを想定)
	■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは利用者
	にしてもらい、できないことはできるようになるように共同で取り組むこと。
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADL は自立しているものの、IADL の一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	■管理者:常勤・専従1名以上(支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼
	務に従事可能)
	■訪問事業責任者:従事者のうち必要数(任用要件について、現行の予防給付と同様)
	■従事者:必要数
	(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修受講者)
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画
	■必要な設備

- 13 -

	15 人を超える場合は、利用者 1 人に必要数(利用者 10 人に 1 人を想定)
	※は、業務に支障がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の兼務に従事可能。
	管理者もしくは従事者について、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護
	援専門員、また、機能訓練指導員など通所型サービスを行う際に必要な能力を有すると認められる
	を配置してください。
設備基準	■サービスを提供するために必要なスペース(3 ㎡×利用定員以上)
	■消火設備その他の非常災害に必要な設備
	■その他の必要な設備
運営基準	■個別サービス計画の作成
	■従事者の清潔の保持・健康管理・秘密の保持等
	■事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の供与等
	※下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、従前の予防給付の基準と同様
単価	2,300 円/回 ※2 時間以上 3 時間未満のサービス
	2.790円/回 ※3時間以上
単価設定の根拠	指定介護予防通所介護の介護報酬とする。(算定単位は 1 回、1 単位:10円)
	要支援 1 月額定額報酬 1,647 単位/月÷5 回≒329 単位
	■3 時間以上のサービス
	329 単位-50 単位=279 単位
	※入浴介助分を減算 50 単位
	■2 時間以上 3 時間未満のサービス
	329 単位×0.7≒230 単位
	※介護給付の2時間以上3時間未満の通所介護サービスを行う場合の取扱いに準じる。
	Ⅰ 通所型サービス 1:事業対象者・要支援 1(週 1 回程度)
	Ⅱ 通所型サービス 2:事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)
	※ 上記I及びIIともに単位は、各サービス時間単位の通り
加質	介護職員処遇改善加管

運営基準	■個別サービス計画の作成	
	■従事者の清潔の保持・健康状態の管理	
	■従事者または従事者であった者の秘密の管理	
	■ <u>事故発生時の対応</u>	
	■廃止、休止の届出と便宜の提供	
	※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様	
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者	
単価	1,000 円/回 ※20 分未満のサービス	
	1,500 円/回 ※20 分以上 45 分未満のサービス	
	1.860 円/回 ※45 分以上のサービス	
単価設定の根拠	指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。	
	(算定単位は月額、1 単位:10円)	
	■20 分未満のサービス	
	150 単位×0.67≒100 単位 ※介護給付の単位数にならって算定	
	(単サービス上限回数における I ・ II ・ II とも 100 単位)	
	■20 分以上 45 分未満のサービス	
	186 単位×0.81≒150 単位 ※介護給付の単位数にならって算定	
	(単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも 150 単位)	
	■45 分以上のサービス	
	233 単位×0.8=186 単位 ※旧 3 級ヘルパー減算相当	
	(単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも186単位)	
加算	中山間地域におけるサービスの確保のため、地域を指定して加算を設ける市独自の加算します。	
	※サービス単価の 15%を加算。(紀の川市高齢者福祉事業の外出支援サービスの指定地域を想定)	
	■指定地域	
	打田地区:神通、中畑、高野、五百谷	
	粉河地区:上勝神地区(勝神)、西川原、東川原、上鞆渕、中鞆渕、下鞆渕	

- 14 -